

三日、関白殿黒川御発駕、南山へ御出。高原越ヲ成シ玉ヒ。御帰洛ト云高原越ニ難所アリ。関白殿乗輿ヲ下リ玉ヒ歩行セラル。今其所太閣おとし下ト称ス」と記されている。

天下人の豊臣秀吉の通行や伊達氏の利用は、大軍の人馬通行も可能であったことを伺わせ、前述の糸沢宿にあったという会津宰相寓（蒲生秀行）や加藤式部少輔（明成）といった宿札からは、会津と下野国を結ぶ道筋が、この時代にほぼ近世の道形となるまでに整備されていたことを裏付けている。

第四節 街道と宿駅

会津藩領内を貫通する基幹道路は、藩の初期においては南山通り（下野街道）、白川街道、越後街道、米沢街道、二本松街道の五街道で、これらは幕府に報告した道筋であることは先に述べた。下野街道の会津若松―福永―関山―大内―倉谷―榎原―田島―川島―糸沢―横川―中三依―五十里―高原新田―藤原―大原―高德―大桑―今市に至る各宿駅は、中世以来、軍馬の通行や藩主の通行にしばしば利用され、あるいは商業上の輸送の発展とともにある程度整備がなされていたと思われるが、本格的な整備は寛永二十年（一六四三）の保科氏の入部からであると考えられる。

保科氏の就封とともに下野街道の大内村から糸沢村までの南山地方と下野国の横川村から五十里村までが幕府領となった。しかし幕府領は、幕末までのそのほとんどが会津藩預り地となっており、会津藩は私領同然の扱いでこれを統治した。

◆会津藩預り地と直支配期間

回数	会津藩預り地の期間	年数	直支配の期間	年数
第1回	寛永20. 7～貞享 4.11 (1643) (1687)	44	元禄 5. (1688) ~ 宝永 2. 4 (1705)	17
第2回	宝永 2. 4～正徳 3. 6 (1705) (1713)	8	正徳 3. 8～享保 7. 8 (1713) (1722)	9
第3回	享保 7. 8～宝暦 5. 5 (1722) (1755)	33	宝暦 5. 7～宝暦13. 9 (1755) (1763)	8
第4回	宝暦13. 9～天保 7.12 (1763) (1836)	73	天保 8. 2～弘化 3.10 (1836) (1846)	9
第5回	弘化 3.11～元治元. 2 (1846) (1864)	17		
	合計	175		46

宿駅制度の整備は、藩領国の経済を統一的に管理したいとする施策と切り離すことはできない。会津藩の公式記録である『家世実紀』をみると、正保四年（一六四七）に初めて藩から諸宿駅の掟が出されている。

一、幾度も如触候、往還之侍衆へ慮外仕間敷候。駄賃馬不嫌風雨夜間、如在仕間敷候。諸商人無帯令往還候様ニ可仕候。籠賃・木賃ニ至迄非道無之様ニ可申付候。